



中村りかこ通信

平成25年第4回定例会は11月29日より12月19日まで開催されました。

今定例会に提出された議案は、災害復旧工事の契約の変更が8件、指定管理者の指定が5件等、26議案、1認定で、原案可決、認定されました。

災害復旧工事については、国の復興交付金を受け、工事を行っていますが、本来なら十分な試掘調査を行った上での契約を行うところ、短期間で同時期に工事発注を開始しなければならなかったとのやむを得ない状況があり、工事を進めていく中で、契約内容に変更を生じる状況が続いています。

公明党としまして、市民の皆様への影響を少なくするよう万全を期してもらいたいと要望いたしました。

中村りかこの一般質問

件名1. 地域包括ケアシステムについてと件名2 次世代育成支援についての2件を質問しました。

2025年、団塊の世代が75歳の後期高齢者を迎えます。

浦安市でも、現在は高齢化率が約14%と比較的若い地域ですが、2025年には、高齢化率が21%を超える超高齢社会を迎えます。

施設療養だけでなく、医療・介護・生活支援、その他のサービスを組み合わせることで、誰もが自分らしく最後まで住み慣れた地域で住み続けられるための地域包括ケアシステムの構築が急務です。その中でも、大変重要である医療との連携は、地域の特性を生かしながら仕組みを構築していかなければなりません。そこで、今議会では、浦安市での在宅療養の現状と課題について質問いたしました。

市としては、市域が狭いこともあり地域包括ケアシステムに必要な医療、介護、看護等の関係機関との顔の見える関係づくりは、充分行われており、連携は取れていると考えているようですが、しかしながら、在宅療養に必要な制度の仕組みは市民にまで届いていない現実があります。選択肢を増やしていくために、在宅療養の制度の充実と市民への周知を要望しました。

更に、在宅療養を支えるためには、介護者や、介護を受ける方への十分なサポートが必要です。全国的に広がっている「暮らしの保健室」のような医療的なアドバイスが受けられる相談窓口の必要性も訴えました。

健康福祉部長からは今後調査研究していきたいとの答弁でした。



★皆様の声を市政に！中村りか子は全力で働きます！

公明党控室 (350)1202

e-Mail ; n.ricaco@jcom.home.ne.jp

特別秘密保護法が成立

特別秘密保護法の成立により、マスコミや、国民の間で、戦前の「治安維持法」のように思想弾圧が広がるのではないかなのような世論がおきております。

すでに、今までの日本には、42万件にも上る「特別管理秘密」が存在していたのはご存知でしょうか。そして、この特別管理秘密は、各省庁において何の統一ルールもなく管理されており、又破棄されてきました。そこで、この法律を作るこの意味は、こういうバラバラな状態を統一基準で管理し、国民の皆様どなたにも「見える形」で監視する枠組みを作ることであると公明党は考えました。

昨今、北朝鮮による核・弾道ミサイルの開発、中国による一方的な防空識別圏の設置など日本の安全保障環境が厳しさを増してきています。

例えば、本年1月アルジェリアでは、「日本人人質殺害事件」が起きました。その時も、重要な情報は日本の政府には入りませんでした。これは、国家秘密を守る法律がない日本は情報管理において諸外国から信頼されていないということです。

特定秘密保護法は、国民の安全や国益を守るため、情報の漏えいを防ぎ、国内外から情報を入手し、政府の安全保障や外交政策に役立てるために必要な法律です。

そこで、公明党は、現状のずさんな秘密管理を法律で追認するような政府原案を、多くの専門家の方を呼んで議論をし、次の点を加えた修正案を作成提示しました。

1. 「秘密の指定・解除等」の客観的基準作成
2. 秘密延長の内閣の承認、閣議議事録作成
3. 「国民の知る権利」を明記、取材行為の処罰禁止を明記。
4. 特定秘密の公開原則
5. 情報公開制度充足、国会への情報提供義務

その後、自由民主党、日本維新の会、みんなの党と協議、さらに12項目の修正を行い特別秘密保護法は成立に至りました。

今後は、特定秘密の指定の運用基準など有識者会議を設置、又チェック機能としての仮称「情報保全管理室」も設置されることになっており、この法律はこれからが出発といえるでしょう。公明党は国民に責任のある政党としてしっかり取り組みます！！

公明党の主張が大きく反映されました！！！！

2014年度与党税制改正大綱が決定しました。公明党の主張が多く反映されましたが、紙面の都合上、2点ご報告いたします。

1点目 **軽減税率を10%に導入することが決定しました。**

詳細な内容については、2014年12月までに結論を出すことになっており、公明党は、国民、事業者が理解納得できる内容をめざします。

2点目 **自動車課税について**

自動車取得税は、消費税10%引き上げ時には、廃止されますが、消費税8%に引き上げられる来年4月からは 自家用自動車 5%⇒3% 営業用車、軽自動車 3%⇒2% 引き下げ

になります。そして、軽自動車税は、現在の保有者への増税を見送り、2015年4月以降に新車を購入した場合のみ現在の1.5倍・軽トラックや営業用には1.2倍に負担軽減更に、消費税10%時引き上げを2015年4月に延期

と、庶民の生活のご負担を少しでも軽減しようと公明党は粘り強く主張し勝ち取ることができました。